

(抄訳) G7 Global Plan for UHC Action Agenda

(背景)

国際社会がユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現に向けた集団行動を加速し、UHC に関する国連総会ハイレベル会合に向けて政治的意思を結集することができるよう、世界保健機関 (WHO)、経済協力開発機構 (OECD)、世界銀行を事務局とするマルチステークホルダーによるパートナーシップである UHC2030 が「UHC Action Agenda」を 2023 年 3 月末にとりまとめた。我々 G7 保健大臣は、それぞれの権限において、すべての関連セクターやステークホルダーと協力し、「UHC Action Agenda」に示された 8 つの行動領域に対して、「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」を通じてしっかりとしたアクションを取ることを約束した。このプランは、UHC を実施するための各国主導の取組を支援し、UHC に関する国連総会ハイレベル会合における成果を最大化し、世界中で UHC を達成するために、G7 が「UHC Action Agenda」を促進・補完するために取り組むべき優先事項を促すことを目的としている。

(構成)

「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」は、UHC2030 がステークホルダーやパートナーとの広範な協議に基づいて策定した「UHC Action Agenda」に基づく、G7 の全体的な説明を具体的な行動を示しています。以下の 8 つの行動領域はそれぞれ、(1) タイトル (行動領域)、(2) 「UHC Action Agenda」から導かれた当該領域の説明 (なぜそれが重要なのか)、(3) G7 によるアクションの全体像又は方向性、(4) G7 によるキー・アクション (G7 がすべきこと)、から成る。(1) と (2) は、UHC2030 がステークホルダーやパートナーとの広範な協議に基づいて作成した「UHC Action Agenda」から引用した。

(2030 年に向けて)

我々 G7 保健大臣は、ポスト・コロナ時代において、我々の自国民の UHC を持続させるための取組を行いながら、UHC 達成に向けた国際的な進展を支援するために、引き続き協力的に取り組んでいく。本文書「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」に加え、我々は、UHC に関する資金調達、知識管理、人材などの関連国際機関の支援のもと、グローバルなハブ機能の重要性に留意する。

我々は、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成目標年であり、かつ、日本の次期 G7 議長国が予定されている 2030 年までに、「すべての人々の健康な暮らしと福祉のためのグ

ローバル行動計画」に沿って、より強靱、より公平、より持続可能な UHC を世界全体で実現するための取組を加速させる。特に、2023 年に開催される UHC、パンデミックの予防・備え・対応（PPR）、結核に関する 3 つの国連ハイレベル会合において、「UHC Action Agenda」と「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」を最大限に活用し、これらの会議の相乗効果を最大限に活かすべく、一貫して統合・連携された行動志向の国際保健アジェンダを推進する。さらに、世界レベルで保健分野の取組が数々なされている現状を鑑みると、断片化を避けることが不可欠である。このような背景から、我々は、結果を予断することなく、将来的に、関連するすべての健康課題を包括的に議論し、断片化と重複を避け、既存のプロセスの相乗効果を確保する観点から、健康に関するハイレベル会合を検討するというアイデアに留意する。

我々G7 保健大臣は、全ての関連するセクターやステークホルダーと協力し、本プランのフォローアップを含め、誰一人取り残されない世界を実現するために、2030 年までに UHC を達成するための支援を行う決意を新たにする。

行動領域 1 : UHC のための政治的リーダーシップへの支持

政治指導者たちは、パンデミック、紛争、気候危機といった継続的な影響から、UHC が自分たちの社会と経済にとっていかに重要であるかを、今まさに体験している。
(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置付け)

G7 保健大臣は、G7 として UHC に貢献するという確固たる決意を示すことを含め、2030 年までに世界全体で、より強靱、より公平、より持続可能な UHC の達成に向けた政治的意思を促すことを目指す。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、「Health in All Policies (すべての政策において健康を考慮するアプローチ)」と「ワンヘルス・アプローチ」に沿って、国の保健政策の枠組みに UHC を目標として組み込むことに努め、社会・経済的の安定、環境保護、気候変動、などのより広い省庁間の優先事項に戦略的に関連付ける。
- 我々は、グローバルなステージにおいて、開発援助、市民社会パートナーとの専門知識やネットワーク、その他の手段を活用して、多部門、政府全体、社会全体のアプローチを通じて、UHC を国の政策の優先事項として支持するための戦略的・政治的リーダーシップを発揮するよう努める。我々は、国レベル、地域レベル、国際レベルでの UHC のためのアクションを調整・連携するための UHC2030 による取組を支持する。
- 我々は、UHC 達成の礎として、プライマリ・ヘルス・ケアへの一層の取組を認識し、推進する。

行動領域 2 : 誰一人取り残さない

健康は全ての人の基本的な権利であり、健康への権利を保護、促進、実現することは政府の義務である。UHC は、貧困の低減や公平性と社会的結束の促進に大きく貢献することから、各国は、保健への投資を通じて経済的かつ社会的な利益を得ることができる。(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置づけ)

G7 保健大臣は、脆弱で疎外された人々のニーズに取り組むことの重要性を強調する。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、「誰一人取り残さない」という国連 2030 アジェンダの目的に沿って、特に低中所得国を中心とした国内及び国間の健康の不平等と不公平に取り組むことを約束する。
- 我々は、ジェンダー平等と人権に関連する問題を統合し、性的指向や性自認に基づくものを含んだ反差別、アクセシビリティ、アフォーダビリティ、漸進的な普遍主義に焦点を当てた保健政策とプログラムの開発を支援し、国際人権文書やその他の関連する国際条約との整合性を確保する。
- 我々は、生命統計を収集するための制度化を含め、脆弱で疎外された状況にある人々に特に重点を置き、経済的苦難やケアの質のモニタリングや、保健システムの能力の測定を改善し、エビデンスに基づく政策決定を加速させることを支持する。
- 我々は、エビデンスを強化する手段として、UHC に貢献するような保健財政、保健システムのモニタリングと評価の質を向上させる国際的枠組みの開発を支援する。

行動領域 3 : 実現可能な法規制の適用

UHC と健康安全保障を統合し、医療技術やイノベーションの活用を可能にする環境を整備する政策、法律、規制は、将来の経済的・社会的レジリエンスを強化する。(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置づけ)

G7 保健大臣は、UHC に向けた進展を支援するため、各国の状況を尊重しつつ、必要な場合には法的枠組みを強化するために関係者と協力する。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、性と生殖に関する健康と権利を含め、誰一人取り残さないという考え方を十分に考慮しながら、安全で、公平で、強靱な保健システムを構築することが可能な国内法の枠組みを作ることを支持し、この分野で低中所得国に支援を提供するよう関連国際機関に呼びかける。
- 我々は、患者の個人情報保護と情報格差（デジタルデバイド）への対応に注意を払いながら、インターネットやデジタル・プラットフォームの利用を含む、ヘルス・テクノロジーやヘルス・イノベーションの公平、安全、アクセス可能、かつ安価な利用拡大を促進する。
- 我々は、必要に応じてヘルスデータのガバナンスのための法的枠組みを整備し、データ保護とプライバシーを十分に尊重した個人中心による方法で、ヘルスリテラシーと患者自身のデータへのアクセスを促進するよう努める。
- 我々は、重複を避けつつ、人々のニーズに合わせた医療技術の開発と適用を加速するために、低中所得国や地域組織とのパートナーシップとエンゲージメントを拡大することに努める。

行動領域 4：質の高い医療サービスを提供するための医療・介護人材の強化

医療・介護人材は、健康な人・社会・経済を確保するために必要不可欠であり、パンデミック、紛争、自然災害、その他の危機において重要な役割を果たす。どのような状況においても、女性が、最前線で必要不可欠な医療・介護サービスのほとんどを提供しており、重要な役割を果たしている。(UHC2030によるUHC Action Agendaより引用)

(位置づけ)

G7 保健大臣は、各国の医療・介護人材に係る計画の策定を支援し、質の高いヘルスケアを提供するための十分な環境を確保するために、医療・介護人材を強化する開発協力などを通じて、UHC の達成と健康安全保障の向上を目指す世界の国々を支持する。

(G7によるキー・アクション)

- 我々は、あらゆる年齢層のすべての人々の良好な健康とウェルビーイングを達成し、より広範で持続可能な開発アジェンダに向けた重要なステップとして、国際フォーラムや政治指導者とともに、世界的な医療・介護人材不足への対処についての持続的な注目と行動を提唱していく。
- 我々は、多国間パートナーを含む G7 の開発援助及び技術協力を、特に農村部、到達困難な地域、及び十分なサービスを受けていない地域における、効率的かつ公平な分配に焦点を当て、プライマリ・ヘルス・ケアを提供する者を含む、有能で、技能があり、意欲ある医療・介護人材の適切かつ持続可能な供給、教育、雇用、維持を促進する各国の医療人材開発戦略と整合させる。
- 我々は、各国が国内の医療・介護人材の需要を満たすために、国内における卒業者の輩出と適切な雇用を生み出すよう努力することについて、各国の医療制度における医療・介護人材に関する政策と行動を支援する。この文脈で、我々は、国特有の必要性に応じて、国内・国間において、医療・介護人材の公平な地理的分布の必要性を認識する。
- 我々は、医療とケアの質を向上させ、信頼を育むために、看護師、助産師、関連する医療専門家などの医療・介護人材によるチームを通じて、ケアの提供を促進する行動を開発し、投資する。

- 我々は、国際的な医療・介護人材の採用が、「保健医療人材の国際採用に関する WHO 世界実施規範」に沿っていることを確認し、国家間の労働移民の取り決めが、双方にとって比例する利益をもたらし、移住する医療・介護人材を保護するとともに、彼らの出身国の医療従事者不足から保護することを担保する。
- 患者安全が保たれないと、人々は危険にさらされ、医療資源が様々な課題に直面することから、我々は、UHC を達成するための重要な基盤として、たとえば、すべての医療施設が安全な水と衛生サービスの提供に取り組むことや、感染予防・管理のためのプログラムを実施することといった、質の高いヘルスケアの一つの要素として患者安全の改善のための世界的な行動を支持する。

行動領域5：より多くの投資、より良い投資

UHC は、健康な人・社会・経済の重要な基盤であり、公衆衛生危機において国をより強靱にするものである。健康に対する一定レベルの公的支出は、UHC を推進するために重要である。プライマリ・ヘルス・ケアは、UHC と健康安全保障の両方にとって重要な投資である。(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置づけ)

UHC への道は、必要な公的資源を投入する国家の政治的コミットメントにかかっていることを認識し、G7 保健大臣は、国家の保健の優先課題に沿って UHC のための国内資金が補完されるよう、グローバルな資金を最適化することを強調する。我々は、以下に概説するように、包括的でエビデンスに基づくプロセス及び UHC の主要課題に関する政策対話を強化することを支持する。すべての国で UHC を達成するためには、国内資金が依然として重要である。多くの国の保健セクターにおける資金ギャップを埋めるためには、適切な規制があるにせよ、民間セクターの資金を含む追加の資金源を動員することが必要であり、国際保健分野でのインパクト投資などの革新的な資金調達方法を通じて、民間セクターがこの分野で果たし得る役割を強化する。また、健康増進や予防への投資は高額な治療費を削減することから、UHC にプラスの影響を与えるものであり、その健康経済上のメリットも強調する。我々は、強力で包括的な保健システムの構築のために民間および公的資本が展開されることを確保するための G7 開発金融機関及びその他の投資家の活動を歓迎します。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、保健はコストではなく投資であることを認識し、UHC 達成の基礎となるプライマリ・ヘルス・ケアへの投資を優先し、多大な保健支出や医療費の支払いで困窮する人々の数を減らすという目標を推進するために、国際フォーラムやパートナー政府とともに、保健のための国内公的資源の増大を提唱する。
- 我々は、二国間、地域間、多国間で、開発援助を調整し、パートナー国が、質が高く費用対効果の高い保健システムの強化とプライマリ・ヘルス・ケアに焦点を当て、国やコミュニティのリーダーシップを強化しコストを削減することで、健康危機の予防、健康の改善、全住民の保健サービスへの投資のために、国の保健財政の優先順位を UHC に置くことを支援する。

- Gavi、Unitaid、グローバルファンド、Global Financing Facility、パンデミック基金を含むグローバルヘルス・イニシアチブ（GHI）を通じた資金調達と、保健システムのプライマリ・ヘルスケアと UHC 達成への再配向のためのパートナー国の国内の保健財政や開発ニーズを補完し、これらのイニシアチブの主要なマンドートの整合性を強化するパートナーシップ協定と協力プラットフォームを推進する。
- 各パートナー国において、財政的保護を伴うジェンダーが考慮された必須の保健サービスのパッケージに優先順位をつけるための、政府主導の、包括的かつエビデンスに基づくプロセスの定義と実施を支援し、関連する GHI と国際金融機関（IFI）の支援の調整を支援し、所得、地理、性別、障害、年齢など、各国内における公平性を考慮したパッケージとなるよう促す。
- 我々は、各国が多国間開発銀行（MDBs）が提供する国際的な融資手段を用いて国内資源を活用できるように、また、国際的な融資メカニズムが国内の優先事項や計画を調整及び補完し、UHC 及び全ての人にとってより良い健康の実現に向けた進歩を加速化させるために、GHI と IFI のポートフォリオ、戦略、プログラムへの UHC へ取り込めるよう関与する。
- WHO UHC パートナーシップ、WHO アカデミー、UHC2030、P4H ネットワーク、世界銀行による UHC 技術支援プログラムなど、他の技術パートナーや関連プログラムと協力しながら、医療財政、政策立案、公衆衛生における国レベル、サブナショナル・レベルの政府関係者の能力開発を支援するなど、低中所得国における財務管理能力を支援するとともに、価値に基づく医療への投資の費用対効果、支出の効率性を改善し、医療提供への投資を促進するためのエビデンスに基づくイノベーションを普及させる。
- 低中所得国と協力し、各種助成金の持続可能性を計画する。
- 我々は、財務的リターンとともに、積極的で測定可能なインパクトを生み出すことに貢献することを目的とした、国際保健分野におけるインパクト投資などを通じて、持続可能で適切な資金調達を促進するよう官民セクターを奨励し、開発金融機関や保健分野の金融投資家を含む関連ステークホルダーとの資金提供や提携を通じて、国際保健におけるインパクト投資の促進に率先して取り組む。

行動領域 6 : UHC に向けて、共に歩む

各国政府は、自国の保健政策の枠組みの策定、見直し、実施において、重要なステークホルダーをなくして UHC に向けて前進することはできない。(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置づけ)

行動領域 2 に示された「誰一人取り残さない」という原則に基づき、G7 保健大臣は、保健関連の意思決定や説明責任のメカニズムにおいて、関係者の包括的な参加や差別のない実践を促進する。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、適切で安定した財源に支えられた参加型メカニズムを制度化し、医療サービス利用者を代表する市民社会が果たす役割を反映することにより、UHC のための包括的なガバナンスと政府全体・社会全体による有意義なアプローチを提唱する。
- 我々は、政府及びその他のパートナーが、女性、女兒、脆弱で疎外された人々に特に注意を払い、彼らを代表する地域の市民社会組織を含む、すべての社会集団が健康の意思決定に関与できる包括的なメカニズムを実施し、制度化することを支援する。この点で、我々はまた、UHC を達成し維持するための努力の一環として、水、衛生サービスの提供を強化し、気候変動への耐性を強化することを含む、マルチセクターによる行動の重要性を強調する。低中所得国においてこのようなメカニズムを開発する能力を高めるための技術支援及び資源を提供するよう、関連するパートナーを奨励する。
- 我々は、パートナーとの協働により、保健のガバナンスにおける説明責任を強化し、利益相反、力の不均衡、干渉に対処して、個人と社会への悪影響を最小限に抑えることにより、信頼と透明性を促進する。
- 我々は、毎年 12 月 12 日の「UHC 国際デー」を記念するイベントや活動への積極的な参加を通じて、UHC の達成に向けた世界及び国民の意識の向上、国際連帯、国際協力及び行動を支援する。
- 我々は、より多くの ODA が、UHC のための国の保健と資金調達の優先順位と一致するように、保健のための開発援助のモニタリングを、国が利用できる指標やデ

一システムと一致させていき、国の保健情報システムの継続的な強化を支援するとともに、重複する報告要件は削除できるように取り組んでいく。

行動領域7：健康におけるジェンダー平等を保証する

平等な権利とサービスへの平等なアクセスを含むジェンダー平等は、UHCを達成し、誰一人取り残さないために不可欠である。医療従事者のジェンダー平等も、UHCを達成するための要素である。(UHC2030によるUHC Action Agendaより引用)

(位置づけ)

G7保健大臣は、ジェンダーの不平等が健康に与える影響を十分に認識するとともに、医療・介護人材におけるジェンダーの公平性を確保することは、可能性及び保護と保障の進歩を最大化するためにも重要であると強調する。

(G7によるキー・アクション)

- 我々は、開発協力や多国間協力を含め、国内及び国際保健において、保健政策と保健サービスのジェンダー公平性を強化することにより、保健政策の策定及び保健サービスの提供におけるジェンダー平等を推進する。
- 我々は、妊産婦、新生児、子ども及び青少年の健康への普遍的なアクセス、特に脆弱な立場にある人々を含むすべての人のための包括的な性と生殖に関する健康を含む、ジェンダーに配慮した政策及び保健サービスを確保するための措置をとる。国レベルや多国間レベルで、ジェンダーと権利の運動に対する十分な調整や資金投入が後退していることを踏まえ、我々は、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)の推進のための協調的取組を強化するとともに、SRHRに係る保健医療サービス及び権利への影響を適切に評価できるようその方法を模索する。(※最後のアクションを統合し修正)
- 我々は、保健システムにおけるジェンダー平等を達成する努力を促し、女性があらゆるレベルで保健における完全かつ平等で有意義なリーダーシップを発揮し、意思決定の役割を果たすよう支援・強化するとともに、コミュニティ・ヘルスワーカーを含む保健・介護人材にその価値に見合った報酬が与えられるよう支援する。私たちは、「男女平等な医療・介護人材イニシアティブ」の枠組みで行われたアドボカシー活動を認識しています。
- 我々は、誰一人取り残されないことや、低中所得国におけるナレッジ・マネジメントを改善するための能力構築を支援することを目的とした政策及びプログラム策定を改善するために、ジェンダー別のデータ収集及び分析を支援する。

行動領域 8 : UHC と健康安全保障との連携

UHC と国際的な健康安全保障は、全ての国の保健システムに根ざし、密接した目標である。リーダーたちは、公平で強靱な保健システムを構築するための幅広い取組において、公衆衛生危機に対して、UHC 及び PPR のキャパシティを支援するような統合的なアプローチを設計し、資源を提供するために、今、行動しなければならない。
(UHC2030 による UHC Action Agenda より引用)

(位置づけ)

G7 保健大臣は、プライマリ・ヘルス・ケアを保健システムの強化の中核と捉え、2023 年 9 月の UHC、パンデミック PPR、結核に関する国連総会ハイレベル会合において、薬剤耐性 (AMR) 対策とワンヘルス・アプローチの実施も含め、一貫性と相乗効果を生み出すことを提唱する。

(G7 によるキー・アクション)

- 我々は、科学、ワクチン、公衆衛生機関に対するコミュニティの信頼と信用をさらに強化し、健康に対する誤情報や偽情報に対して積極的に行動することを約束する。
- 我々は、国の保健政策の枠組みにおいて、AMR の予防と対応を含め、UHC と健康安全保障の両方に貢献する必須の公衆衛生機能を強化する。
- 我々は、UHC と健康の安全保障の実現に向けて、セクターを越えた橋渡しをすることの重要性を強調する。
- 我々は、質の高い医療・介護人材への育成への投資や資金動員を優先する国を支援し、コミュニティ・ヘルス・ワーカーを含むプライマリ・ヘルス・ケアのための人材が、必須の保健医療サービス提供の回復と前進、及び備えと対応にとって重要であると認識する。
- 我々はまた、必須保健機能を実施するための国内の労働力に関する WHO のロードマップに沿って、公衆衛生危機の早期発見と対応を強化し、保健システムの回復力を促進するために、疾病サーベイランス、危機への備えと対応、検査診断など、公衆衛生に不可欠な機能を果たす十分な訓練を受けた人材を育成する政策と貢献活動を支持する。

- 我々は、保健システムと UHC の全体的な回復力を強化し、特に、人道的原則に則り、自国や低中所得国において、気候変動による影響を含む健康危機時に、脆弱で疎外された人々を必須の保健サービスの中断から保護し、これらのグループや地域の市民社会組織と協力して、彼らの経験やニーズをより良く理解する。
- 我々は、国内の公的資源を動員し、世界銀行のパンデミック基金や WHO の緊急対応基金（CFE）のような既存の多国間資金調達メカニズムを強化することにより、保健システムの回復力と PPR に対して適切で予測可能かつ持続可能な資金を提供する。
- 我々は、共同サーベイランスのためのデータ共有とメタデータ共有の必要最低限の基準及びガイドラインを確立する重要な機関として、WHO Hub for Pandemic and Epidemic を支援することを再確認する。
- 我々は、WHO による健康危機への PPR のための提言を認識し、高度な専門性を有する、学際的な、公衆衛生危機対応のための人材育成への支援を強化する。